

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

松江市

2 構造改革特別区域の名称

松江市保育所看護師配置促進による保育環境充実特区

3 構造改革特別区域範囲

松江市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然的、社会的特性

松江市は島根県東部、山陰地方のほぼ中央に位置し、北は日本海、東は安来市・東出雲町・鳥取県境港市、南は雲南市、西は出雲市・斐川町に接している。

面積は、平成 17 年 3 月の市町村合併（松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町）により 530.34 km²となり、人口は平成 22 年 12 月末現在で 193,477 人となっている。平成 23 年 8 月には隣接の東出雲町と合併し、特例市への移行を予定している。

また、島根県の県庁所在地として政治・経済・文化の中心地的役割を担っており、企業の本支店、官公庁、大学や専門学校などの高等教育機関、病院、商業施設が集積している。

(2) 経済的特性

本市は、江戸時代初期に築城された松江城を中心に発展した城下町であり、また、戦災を受けていないことから多くの貴重な史跡や遺跡、神社仏閣等が多数現存している。

一方、城下町として繁栄する中で、伝統産業や美術工芸、文化、伝承行事、祭事などの基礎が形成され、今日に伝えられている背景から、昭和 26 年に松江国際文化観光都市建設法が制定されるなど、特に観光振興施策に力を入れている。

交通面では、出雲空港や米子空港に車で約 40 分の距離にあり、東西に走る J R 山陰本線、また、山陰道や米子道の整備により山陽方面、関西方面へのアクセスも容易になった。

(3) 保育所の現状

本市では予めから幼児教育に力を入れており、幼稚園については、平成 17 年の合併

前の旧松江市では、各小学校校区に市立幼稚園を1園ずつ整備し、合併後は計32園(公立27、国立1、私立4)、定員3,490人となった。

しかし、入園児童数は年々減少しており、平成22年5月1日時点で入園率が49%足らずとなり、定員の半分にまで落ち込む園もあることなどから、集団教育の適正規模を確保するため、公立幼稚園の統廃合、幼保一元化等を推し進めていかなければならない課題に直面している。

一方、保育所については、合併前の旧松江市では公立4、私立24の計28所園であったが、合併後は計40所園、定員4,015人となった。

女性の社会進出による就業率の上昇、共働き世帯の増加や核家族化の進行など、社会構造の変化を受け、少子化が進む中であっても保育所への入所希望は増加しており、次世代ハード交付金、平成21年度から安心こども基金等の財源を活用した施設整備を進め、平成22年度現在で定員数は5,140人にまで拡大したが、リーマンショックに端を発した経済不況等により、保育所への入所希望者は近年更に増加しつつあり、平成23年1月現在、保育所数59所園(公立14、私立45)、定員の弾力化で5,642人が入所する一方で、303人の待機児童が発生しており、この解消が喫緊の課題となっている。

また、本市では、保育料の軽減、乳幼児医療費軽減、特別保育の充実など、ソフト面でも子育て環境の充実を主要施策と位置付けており、平成20年9月に実施された日本経済新聞社の全国行政サービス調査の子育て環境分野において、全国の市区の中で第3位という極めて高い評価を得るなど、その取り組みが成果を挙げつつある。

そのような中、0歳児を中心とした低年齢児については、保育ニーズが増加傾向にあり(平成17年4月1日時点において、保育所定員3,945人のうち0歳児の入所数は221人で、入所率は5.60%、平成22年4月1日時点において、保育所定員5,190人のうち0歳児の入所数は331人で、入所率は6.38%であった。)、特に低年齢児については個人差が大きく、体調の変化も激しいため、病児・病後児保育に対するニーズや、アレルギー児、障害児、特別支援を要する児童等が増えていることから、これらの児童に対するきめ細やかな対応へのニーズが大きくなっている。

日々の健康保持や突発的な病気、怪我等に適切に対応するには、看護師又は保健師(以下「看護師等」という。)といった専門知識を持つ職員の存在が鍵を握ることから、看護師等の配置促進を望む声が大きかったが、現状では、看護師等を配置する保育所は59所園中17所園と約29%にとどまっており、「誰もが安心して子どもを生み育てることができる社会」の実現に向けて、更なる取組が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

保育所における集団生活の中にあつては、特に0歳児等の低年齢児を中心に、児童の負傷や体調の急変は日常的であるが、近年、保育所入所児童の中にアレルギー児、障がい児、特別な支援を要する児童等が増えていることに加え、新型インフルエンザをはじめ

めとする各種感染症の流行など、保育所現場においても、緊急に医学的な専門知識・判断を要する場面が多くなっている。

現行、保育所では、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）により、乳児 6 人以上を入所させる保育所については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限って、保育士とみなすことができるため、0 歳児が 6 人以上であれば、看護師等も運営費の対象とすることができる。

しかし、年度当初は 0 歳児が 6 人未満の保育所が多く、その時点で看護師等を配置しても運営費の対象とならない（各保育所の負担となる）ことから、私立保育所からは、例年、児童の健康管理上、保育士と見なされない看護師等を配置するために必要な措置を市に強く求められてきた。

そのため、本特例措置の活用により、0 歳児 4 人以上であれば、運営費の対象として看護師等を配置できることとなるため、保育所における児童の健康管理体制並びに感染症対策の向上、保護者が安心して子どもを預けることができる環境整備という点で大きな効果が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 0 歳児を預かる保育所に看護師等の配置を促進し、入所児童の急な負傷や体調の急変、アレルギー児・障がい児・特別な支援を要する児童への対応を充実し、保育所における安心・安全な保育の実現を図る。

(2) 本市では、平成 23 年度から「松江市発達・教育相談支援センター」を開設し、障がい児はもとより、障がいと判定されないまでも特別な支援を要する児童についても、早期に発見・把握し、当該児童が自立するまで相談・支援をしていく体制づくりを行なうこととしている。

保育所に、より専門的知識を有する看護師等を配置することによって、同センターとの連携により、このような児童についても小学校へのつなぎ（移行）をスムーズに行なう。

(3) 衛生指導や新型インフルエンザ等感染症に対する適切な予防指導の実施により、感染症の拡大防止及び保健衛生環境の向上を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 安心して子どもを育てることができる環境づくり

健康管理等に関してきめ細かい対応が必要であり、個人差が大きい低年齢児を安心して保育所に預けることができることで、本市における子育て支援施策が充実し、安心して子どもを育てることができる環境づくり、仕事と家庭の両立支援が進む。

(2) 私立認可保育所の負担軽減、看護師等の安定雇用

所園の方針で独自に看護師を配置している場合においても、看護師等の配置基準の

緩和で運営費の対象となるケースがあり、私立保育所の負担軽減とともに、看護師等が職員として安定的に雇用されることが期待できる。

(3) 定住化の推進、少子化の抑制

看護師等の配置の促進により、保育環境が充実して、子どもを預ける保護者の安心感につながるだけでなく、保育所の看護師等や保育士と連携し、子育てに対する相談、不安の解消を進めることで家庭における子育て支援も進む。

更に、この施策を積極的にPRすることにより人口の定住化、ひいては少子化の抑制の一助となることが期待できる。

8 特定事業の名称

- ・保育所における看護師配置補助要件の緩和事業（936）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 子育て支援事業

・相談事業

保育士が子育てに関する相談を来所や電話・メールでの相談に応じ、定期的に助産師、臨床心理士、管理栄養士、保健師による専門相談も行っている。

・交流事業

親子つどいや出会いなど、子どもや保護者同士の交流・仲間づくりの支援を行っている。

・団体の支援

子育て自主サークルの登録を行い、ネットワーク化を図る。

・情報提供

子育てに関する情報をさまざまな方法で発信する。

・企画・調整

医師、大学の先生等、いろいろな専門分野において活躍中の講師を迎え、毎月一回の子育て学習会等、研修会を開催する。

・療育事業

楽しい遊びとふれあいの中で、親と子が育ちあうことを目的とした療育の教室「なかよし教室」を月・火・木の午前中に行っている。

・地域活動事業

職員が地域に出かけ、乳幼児教室の親子や子育てに関する支援者といろいろな手遊び・身体を使った遊び・手作りおもちゃ作りなどを共に活動する「出前講座」を行っている。

(2) 松江市発達・教育相談支援センターとの相談・支援連携事業

平成 23 年度に開設される「松江市発達・教育相談支援センター」と連携し、障がい児等特別な支援を要する児童を早期に発見・把握し、当該児童が自立するまで相談・支援をしていく体制づくりを行う。

(3) 看護師等を対象とした研修会の実施

看護師等を対象とした研修会を開催し、保育の質の向上を図る。

(4) 特別な支援を必要とする児童の受入促進

障がい児、発達遅滞児の入所人数に応じた補助や市単独による運営費の上乗せ補助を行い、保育のニーズにきめ細かく対応した整備に努める。

別 紙

1 特定事業の名称

936 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

松江市内保育所及び今後設置予定の保育所

(現時点における受け入れ人数と今後の受け入れ見通しは別紙)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

松江市内において、乳児4人以上6名未満入所させる保育所について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1名に限って保育士とみなす。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置の適用の意向を既に示している保育所は、平成23年4月1日における予定では13所園(看護師を各所園1人配置し、0歳児を28人受入予定)であり、これらの保育所については本計画の認定日より適用する。また、今後、特例措置の適用を希望する保育所においては、6か月ごとに実施する調整会議における意向確認や0歳児の受入予定数及び看護師等の配置状況が確認できる事業計画書により審査した上で適用する。

また、特例措置を適用した保育所の看護師等を対象とした研修会を開催し、保育の質の向上や適正な特例措置の運営を図る。